

( 事務連絡 )  
業庫第 19 号  
2018年2月20日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御 中  
歳入代理店引受金融機関本部

日本銀行業務局

**国税収納金整理資金にかかる規格外の納付書（日銀 OCR 分）  
の取扱いについて**

代理店等関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国税収納金整理資金にかかる納付書（日銀 OCR 分）においては、白黒印刷（正規の納付書のコピーやモノクロプリンタで印刷されたもの）やサイズ相違（省令により定められたサイズと比較して明らかに相違するもの）といった規格外のもの（以下「規格外納付書」といいます）が納付者から持ち込まれる事例が増加しています。このため、一部代理店等において、納付書の枚数・金額の集計等を機械処理することができないケースも増加しています。

こうした規格外納付書による納付が行われた場合には、これを日銀 OCR 分として取扱うのではなく、通常分（集計表扱い）として取扱うことで差支えない旨、国税庁から了解が得られております（所轄税務署等に了解を得ることも不要です）。

本取扱いについては、これまでも、代理店等向け説明会などの場でご説明させていただいてきたところですが、規格外納付書による納付が増加傾向にある状況に鑑み、今回、改めてご連絡いたします（具体的な取扱いについては、別紙をご確認ください）。

なお、本取扱いによって貴店での事務処理が却って非効率になるような場合においてまで対応をお願いするものではありませんので、申し添えます。

以 上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ

TEL : 03-3279-1111（代表）（内線 6104）

E-mail : post.od22@boj.or.jp

## ▼「規格外納付書」の具体的な取扱いについて

対象	<p>・ 国税収納金整理資金（関税を除く）にかかる納付書（日銀 OCR 分）のうち、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>① <u>白黒印刷された納付書</u>（正規の納付書のコピーやモノクロプリンタで印刷されたもの）</p> <p>② <u>省令により定められたサイズ<sup>(注)</sup>と比較して明らかに相違している納付書</u>（厳密なサイズの確認を求めるものではなく、一見して「大きい」・「小さい」が判別できるもの）</p> <p>（注）各片ともおおむね縦 11 cm、横 21 cm（国税通則法施行規則別紙第 1 号書式備考 1 を準用）。</p>
取扱方	<p>・ <u>所轄税務署等の了解を得ることなく、通常分（集計表扱い）として取扱うことができる。</u></p> <p>—— なお、規格外納付書であっても、代理店等の事務取扱手続上、日銀 OCR 分として取扱うことに問題はありませぬ。</p>

以上